後期高齢者医療制度のお知らせ
～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■ 保険証が新しくなります（橙色→水色）

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使用ください。

○新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日までです。
○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課町民係までお申し出ください。

新しい保険証は水色です

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担減額認定証）も新しくなります（黄緑色→黄色）

現在ご使用の減額認定証および限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは黄色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、町民課町民係へ申請してください。

※有効期間は保険証と同じく１年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
	○老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証および限度証は黄色です

問 町民課 町民係
☎83-1407

蜂の巣の駆除について

町では、スズメバチによる人身事故を防ぐため、蜂の巣の駆除を業者に委託しておりますので、町民課にご連絡ください。

なお、蜂の巣1個につき下記の手数料を業者にお支払いください。生活保護の方につきましては、手数料はかかりません。

また、蜂の巣の場所が見えないところ（換気扇や壁の中など）にある場合は、確認・駆除のために、その部分を壊すことがあり、その作業にかかる費用はお客様の負担となります。

・蜂の巣駆除手数料　2,500円（1件あたり）

※駆除の対象は、一般家庭の住居や庭にある巣の駆除で、事業所などにある巣や飛んでいる蜂の駆除は対象外です。

問 町民課 町民係　☎ 83-1406

犬や猫などのふんの処理は飼い主の義務

無責任な飼い主により、歩道、公園、グラウンドなどが犬や猫などのふんで汚れて、迷惑している人が大勢います。

ふんの処理をしないで放置した場合は、軽犯罪法の違反や廃棄物処理法違反となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となります。

ペットのふんは、必ず持ち帰りましょう。

問 町民課 町民係　☎ 83-1406